





新しい有効期限の **資格確認書** または **資格情報のお知らせ** をお届けしました

1 お届けしたものは、マイナ保険証の有無等によって種類が異なります

| お届けしたもの | 資格確認書 | | 資格情報のお知らせ | |
|-----------|--|------------------------|---|---|
| |  <ul style="list-style-type: none"> ■ カードタイプ ■ 紫色（従来から変更） ■ 使用者は氏名欄を確認 | |  <ul style="list-style-type: none"> ■ A4サイズ ■ 白色（従来と同じ） ■ 使用者は氏名欄を確認 | |
| 対象者など | これまでの薄い緑色  または  から 紫色に変更 | | 右下部分を切り取って、マイナ保険証と一緒に持ち歩くことができます。 | |
| | 70歳～74歳 昭26.8.2～昭31.8.1生 | 70歳未満 | 70歳～74歳 昭26.8.2～昭31.8.1生 | 70歳未満 |
| 今回の改正事項 | カードタイプに統一（従来は主に折りたたみ式） 70歳～74歳が対象となる高齢受給者証を7月末で廃止し、8月から資格確認書に一体化（裏面2参照） | カードタイプに統一（従来は主に折りたたみ式） | 改正なし | 70歳未満の人の資格情報のお知らせには有効期限がないため、お送りしておりません。 従来のものを、引き続きお使いください。 |
| 交付対象者 | <ul style="list-style-type: none"> ■ マイナ保険証を持っていない人 <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード自体を持っていない人 ・マイナンバーカードを持っているが保険証の利用登録をしていない人（解除した人を含む） ■ マイナ保険証での受診等が困難な要配慮者の申請をした人 | | マイナ保険証を持っている人 （保険証の利用登録がされたマイナンバーカードを持っている人） | 交付対象者、使用目的は「70歳～74歳」の欄をご確認ください。 |
| 使用目的 | 医療機関等の窓口で提示するため ※ これまでの資格確認書（薄い緑色）は、7月中は捨てないようご注意ください。8月1日（土）以降に、個人情報を読み取れないよう、はさみで切るなどして破棄してください。 | | 名古屋市国民健康保険の情報を、書面で簡易に把握できるようにするため 受診の際はマイナ保険証を使用（資格情報のお知らせのみでは受診できません） マイナ保険証の読み取りができない場合などに、マイナ保険証と一緒に提示することで受診が可能 | |
| 使用開始時期 | 令和8年8月1日（土） 令和8年7月31日（金）までは従来のものでお使いください | | 令和8年8月1日（土） | |
| 有効期限（1年間） | 令和9年7月31日 令和9年7月31日までに75歳になる場合は、その誕生日の前日まで | | 令和9年7月31日 | |

● このお知らせに関するお問い合わせは、

→ 名古屋市国民健康保険資格確認書等お問い合わせセンター（コールセンター）
052-000-0000 開設期間 令和8年8月7日（金）まで 8:45～17:15（土日祝を除く）

● マイナンバーカードの保険証利用全般に関するお問い合わせは、


→ 国のマイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178 平日 9:30～20:00 土日祝 9:30～17:30（年末年始を除く）

2 【70歳～74歳】高齢受給者証の発行終了について

●令和8年7月31日(金)までは、これまでどおり、資格確認書と高齢受給者証を医療機関等に提示

●令和8年8月1日(土)から、高齢受給者証は提示不要となり、カードタイプの資格確認書を医療機関等に提示

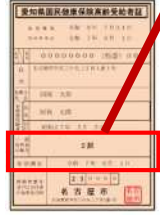
資格確認書
カードタイプ 折りたたみ式



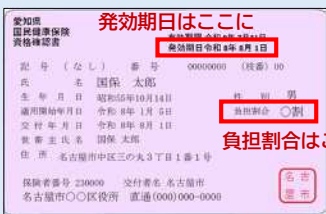
または

+

高齢受給者証



カードタイプの資格確認書



発効期日はここに
負担割合はここに

高齢受給者証に記載されていた

- ① 一部負担金の割合
- ② 発効期日

の2つが資格確認書に新たに記載されます。高齢受給者証は発行を終了し、令和8年8月1日(土)から使用できなくなります。

※ 70歳未満の人の資格確認書には、上記①・②は記載されません。
※ 今後70歳になる人には、その際に自動的にお送りします。

3 【70歳～74歳】医療機関等の窓口における一部負担金の割合について

70歳の誕生月の翌月(1日生まれの場合は誕生月)から、所得に応じて一部負担金の割合が2割または3割になります。

一部負担金

世帯単位で、次の①・②のいずれかの要件を満たす場合は、**2割**(それ以外の場合は、**3割**)

- ① 国民健康保険に加入している70歳以上の人で、令和8年度の市県民税課税所得が145万円以上の人がない
- ② 国民健康保険に加入している70歳以上の人全員の令和7年中の所得を合計した額が210万円以下

一部負担金が3割の場合

令和7年中の収入額の合計が世帯単位で下表の要件に該当する場合は、申請により、一部負担金の割合が2割に変わります。該当すると思われる場合は、区役所または支所へお問い合わせください。

- ◆ 国民健康保険に加入している70歳以上の人数が1人のときは、次の①・②のいずれかの要件を満たす場合
 - ① 国民健康保険に加入している70歳以上の人々の令和7年中の収入額が383万円未満
 - ② 国民健康保険に加入している70歳以上の人と、その人と同一世帯で、国民健康保険から後期高齢者医療へ移行した人の令和7年中の合計収入額が520万円未満
- ◆ 国民健康保険に加入している70歳以上の人数が2人以上のとき

国民健康保険に加入している70歳以上の人全員の令和7年中の合計収入額が520万円未満

4 マイナ保険証について

- ✓ マイナ保険証の利用については、国から様々なメリットが示されています。
- ✓ マイナ保険証のメリット、マイナ保険証の登録方法、利用方法等について、右記の厚生労働省公式ウェブサイトをご確認ください。



5 よくある質問 (詳細は、下記二次元コードの本市公式ウェブサイトをご覧ください)

Q1 マイナ保険証をもっているのですが、資格確認書の交付を受けたい場合は、どうすれば良いですか？

A1 マイナ保険証を持っている人でも、マイナ保険証での受診等が困難な高齢者や障害者(要配慮者)の人などは、利用登録を解除することなく、申請により資格確認書の交付を受けることができます。

Q2 同じ国民健康保険に加入している家族の分が同封されていないのはなぜですか？

A2 マイナ保険証の登録状況等に応じてお届けするものが異なります。また、70歳未満で資格情報のお知らせをお持ちの人は更新の対象となりません。

名古屋市国民健康保険の公式ウェブサイト

今回の資格確認書、資格情報のお知らせの送付に関するページです。上記以外によくある質問などをご確認いただけます。

